

2022年度(令和4年度)  
国際機関幹部候補職員派遣:  
国連事務総長イエメン担当特使事務所(OSGSE-Y)への派遣職員の募集

2022年9月15日  
外務省国際機関人事センター

外務省では、国連をはじめとする国際機関への若手日本人(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO))の派遣に加え、2017年度から、一定期間以上の特定の職務経験を有するミッドキャリアの方々の中から将来的に国際機関の幹部ポストを担い得る日本人を国際機関に派遣する事業(国際機関幹部候補職員派遣)も行っています。同事業により派遣される日本人職員には、国際機関での経験と実績を積みながら、将来の幹部ポストを獲得していくことが求められています。

このような事業による派遣として、国連事務総長イエメン担当特使事務所(OSESG-Y)の下記ポストに日本人職員を派遣するにあたり、下記応募サイトにおいて、派遣希望者の募集を行っています。ポストの概要(Terms of Reference、TOR)や募集・選考方法などは、[募集要項](#)をご覧ください。応募締切は日本時間2022年10月3日(月)午前7時(デンマーク時間2022年10月2日(日)24時、派遣人数は1人です。

応募サイト:<https://jobs.unops.org/pages/viewvacancy/VADetails.aspx?id=24620#1>  
(応募は、このサイトでのみ受け付けます。)

募集要項及びTORに書かれた応募条件を満たすとお考えの方はどなたでも応募できます。

なお、このポストにおいては、政情分析や、紛争予防・解決、紛争当事者間の調停等についての経験やスキルを有する方が求められています。また、そのような経験やスキルを有する方の中でも、特に、イエメンやアラビア半島での業務経験、あるいは、イエメンやアラビア半島の社会政治構造についての調査研究実績を有する方が強く求められています。

【募集対象ポスト】

[国連事務総長イエメン担当特使事務所\(the Office of the Special Envoy of the Secretary General for Yemen、OSGSE-Y\)](#) (勤務地:ヨルダン、アンマン)  
[Political Affairs Officer \(P3\)](#)

**2022年度（令和4年度）  
国際機関幹部候補職員選考試験  
募集要項**

**（国連事務総長イエメン特使担当事務所（OESG-Y）**

2022年9月15日

外務省国際機関人事センター

外務省では、国際機関において将来幹部職を担い得る日本人職員を派遣する事業を実施しています。

### 1 制度趣旨

「国際機関幹部候補職員選考試験」は、一定期間以上の特定の職務経験を有するミッドキャリアの方々の中から、将来的に国連等の国際機関における幹部ポスト（D1以上、国連以外の機関においては同等のレベル）を担い得る日本人職員を選抜するものです。本件試験によって採用された日本人職員は、将来、幹部ポストを獲得することが強く期待されていますので、配属された国際機関での職務遂行において、さらに、派遣任期終了後において、派遣先機関、あるいは、別の国際機関のポストを経験しながら、将来の幹部ポストを獲得していくことが求められます。

（注：若手職員への応募については、[JPO試験](#)、[国連事務局 YPP試験](#)及び[インターンシップ等](#)を参照ください。）

### 2 募集対象ポスト

募集対象ポストは次のとおりです。募集要件の詳細は Terms of Reference (TOR) に記載されています。必ず TOR を熟読の上、応募してください。（TOR はポスト名をクリックいただくとご覧いただけます）。

国際機関名称：国連事務総長イエメン担当特使事務所（OESG-Y）

ポスト名称	レベル	任地	任期	学歴	職歴	言語
<a href="#">Political Affairs Officer</a> (注1)	P3	アンマン (ヨルダン)	1年 (更新可) (注2)	修士号 以上	国際関係、安全保障、紛争解決、開発等における最低5年間の職歴を有すること。	英語に堪能なこと

(注 1) 本派遣による被派遣者は、国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS) と雇用契約を交わし、UNOPS から UNOPS 職員として出向するという形で国連事務総長イエメン担当特使事務所に Political Affairs Officer として派遣されます。

(注 2) 当初契約期間は1年間ですが、勤務実績等に応じて更新可能であり、**最長2年間**の継続派遣を想定しています。

### 3 応募資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 将来にわたって国際機関で勤務する意思を有すること
- (2) 将来的に国際機関幹部ポストを獲得するために努力する意思を有すること

(3) TORに記載された条件を満たしていること

(4) 日本国国籍を有すること(注3)

(注3) 外国の国籍も有する状態にある方は、[日本の国籍法が要請する手続](#)を適切に行う必要があります。

#### **4 選考方法**

国連事務総長イエメン担当特使事務所による審査

※下記5の応募サイトから応募した者について、審査が行われます。

※審査に関する連絡は、審査対象者に対して国連事務総長イエメン担当特使事務所から行われます。

#### **5 応募方法**

(1) 下記応募サイトから応募してください。

応募サイト：<https://jobs.unops.org/pages/viewvacancy/VADetails.aspx?id=24620#1>

※この応募サイトから直接応募してください。外務省宛に電子メール等で応募書類を提出されても、外務省からUNOPSや国連事務総長イエメン担当特使事務所に対して応募書類を転送することはいたしません。

※本件被派遣者は、UNOPSと雇用契約を交わし、UNOPS職員として国連事務総長イエメン担当特使事務所に出向することから、UNOPSの職員募集サイトからの応募になります。

(3) 応募締切

日本時間 2022年10月3日(月) 午前7時(デンマーク時間 2022年10月2日(日) 24時)

#### **6 注意事項**

##### **●求める人材像**

ご自身が上記3の条件を満たすとお考えの方はどなたでも応募できます。TORを熟読の上、ご応募ください。

なお、本件募集においては、政情分析や、紛争予防・解決、紛争当事者間の調停等についての経験やスキルを有する方が求められています。また、そのような経験やスキルを有する方の中でも、特に、イエメンやアラビア半島での業務経験、あるいは、イエメンやアラビア半島の社会政治構造についての調査研究実績を有する方が強く求められています。

##### **●合格後の手続き**

合格された方には、着任のために必要な手続を迅速に進め、2022年12月31日までに着任することが求められています。この日までに着任できない場合には、合格が取り消されることがあります。

#### **7 個人情報保護**

応募及び応募書類については、UNOPSの内規に従いUNOPSにより厳正に管理されます。

※外務省において応募や応募書類に記載された情報を取得した場合には、行政機関の保有する個人情報

報の保護に関する法律等に基づき、厳正に管理します。また、外務省において取得した個人情報は本件派遣以外の目的で使用することはありません。

## **8 お問い合わせ先**

以下の電子メールアドレスにて、日本時間 2022 年 9 月 30 日（金）17 時まで受け付けます。

[jijin-center@mofa.go.jp](mailto:jijin-center@mofa.go.jp)

電話でのお問い合わせは受け付けません。

以上